

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：古物営業法の一部を改正する法律案

規制の名称：欠格事由の追加

規制の区分：新設、改正 (拡充、緩和)、廃止

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：平成30年2月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

近年、暴力団は各種の事業活動へ進出して、一般社会での資金獲得活動を活発化させており、古物営業についても、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が無許可営業で検挙される事例が発生している。

また、窃盗の前科を有する者が古物営業を営むことにより、盗品等を容易に処分することが可能となり、古物営業に盗品等の流入を招くとともに、その被害の回復が困難となるおそれがある。

この課題は、今後も引き続き継続することから、現状の制度をベースラインとする。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

#### [課題及びその発生原因]

古物営業は、盗品等を取り扱う蓋然性の高い業態であるため、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）においては、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物商又は古物市場主に対し、相手方の住所等の確認、不正品の申告、帳簿記載等の義務を課しているところ、遵法意識の欠落した暴力団員、窃盗の前科を有する者等（以下「暴力団員等」という。）が古物営業を営むこととなれば、当該義務の履行は期待できず、むしろ古物営業を悪用して積極的に不正品の処分先となるなどのおそれがあり、法目的の実現は困難であることから、暴力団員等を古物営業から排除する必要がある。

課題発生の原因は、現行制度上、暴力団員等であっても古物営業を営むことが可能であることにあり、これは、一過性のものではなく、法改正がなされない限り、恒久的なものであると考えられる。

#### [規制の内容]

課題発生の原因を解決するに当たっては、盗品等の売買の防止、速やかな発見等という法目的

に照らし、古物営業を悪用して積極的に不正品の処分先となるおそれのある者を古物営業から排除する必要があることから、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、古物営業の許可に関する審査の段階で暴力団員等を排除することを可能とするため、暴力団員等を古物営業の欠格事由に追加することが妥当である。

そこで、本改正においては、

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第235条（窃盗）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないものを古物営業の欠格事由に追加することとする。

## 2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

本改正に伴う遵守費用は発生しない。

他方、本改正により、公安委員会については、古物営業の許可申請者が新たに追加された欠格事由に該当するかどうかを確認する業務が発生するところ、当該業務に関する人件費単価は、平成29年度地方交付税関係参考資料から66.37円/分であり、古物営業の許可申請1件当たりに要する時間は約10分増加すると見込まれる。また、平成19年から28年にかけての古物営業の新規許可件数は、年間平均約2万7,600件であることから、合計約1,830万円（66.37円×10分×27,600件）の行政費用が発生する。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

リスク監視のためのモニタリング等は想定されず、行政費用は発生しない。

## 3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

本改正では、暴力団員等を古物営業から排除することにより、盗品等の処分先として古物営業を利用することが抑制されるため、盗品等の売買の防止に資するとともに、古物営業を利用した暴力団の資金獲得活動等の防止につながる。

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

本改正に関する便益を金銭価値化することは困難である。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

本改正は、規制緩和ではない。

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

#### 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

本改正により、約 1,830万円の行政費用の増加が見込まれる（2③参照）。

他方、本改正に関する便益を金銭価値化することは困難であるが、暴力団員等を古物営業から排除することにより、盗品等の処分先として古物営業を利用することが抑制されるため、盗品等の売買の防止に資するとともに、古物営業を利用した暴力団の資金獲得活動等の防止につながることから、本改正は妥当である。

#### 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

他に想定される代替案はない。

#### 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制検討段階やコンサルテーション段階において事前評価は活用していない。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 費用  
古物営業の許可申請件数  
（把握方法：公安委員会に対する調査）
- ・ 効果
  - ① 本改正により追加された欠格事由に該当したことによる不許可件数及び許可の取消し件数
  - ② 暴力団員等による窃盗犯の検挙件数  
（把握方法：公安委員会に対する調査）